○農林水産省告示第二百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年二月二日

農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

秋田県由利本荘市鳥海町下直根字休石一〇七の一、一一五の一

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字休石一〇七の一（次の図に示す部分に限る。）、一一五の一

2　その他の森林については、主伐は、択伐による。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年二月二日

農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

滋賀県長浜市北野町字坪谷三八二の一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年二月二日

農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

滋賀県栗東市荒張字狛坂一三七八、一三八〇、一三八一、一三八六、字金勝山一三九一の四・一三九一の一九・一三九一の三八・一三九一の四一・一三九一の四二・一三九一の四四から一三九一の四六まで（以上八筆国有林）、一三九一の二（次の図に示す部分に限る。）、一三九一の一、一三九一の五、一三九一の八から一三九一の一三まで、一三九一の一六、一三九一の二四、一三九一の二八から一三九一の三〇まで、一三九一の三七、一三九一の三九、一三九一の四〇、字大谷一三九六、一三九六の一から一三九六の四まで、一三九七の一から一三九七の六まで、一三九八の一、一三九八の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字金勝山一三九一の四、一三九一の五、一三九一の二八から一三九一の三〇まで、一三九一の三九から一三九一の四一まで、字大谷一三九八の一、一三九八の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び栗東市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年二月二日

農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

滋賀県長浜市高山町字虻谷三〇七八の一、三〇七八の三、三〇七八の五から三〇七八の一一まで、字糠粁三一三五の一、字恩谷三一九四、三一九四の一から三一九四の四まで、字古宿三二六七、字鳴谷三三七九

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年二月二日

農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

滋賀県長浜市高山町字虻谷三〇七八の一、三〇七八の三、三〇七八の五から三〇七八の一一まで、字糠粁三一三五の一、字恩谷三一九四、三一九四の一から三一九四の四まで、字古宿三二六七、字鳴谷三三七九

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第二百七十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年二月二日

国土交通大臣　石井　啓一

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1322	フルPCa床工法を用いたコンクリート系構造の界床の遮音構造に応じて評価する方法	8－1　重量床衝撃音対策	トヨタT&S建設株式会社 代表取締役 小山　裕康	愛知県豊田市亀首町上向田65番地	平成28年1月21日

○国土交通省告示第二百七十六号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十八年一月二十二日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年二月二日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5189号	作業用救命衣（小型船舶用救命胴衣の要件に適合するもの）（膨脹式）	TK－2720型	高階救命器具株式会社	保護布を変更

○国土交通省告示第二百七十七号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十八年一月二十二日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年二月二日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5261号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式）	TK－5120RS型	高階救命器具株式会社	締め具を変更